

規 則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十五条第三項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条第一項中「様式第二十三号」を「様式第二十二号」に改める。

様式第五号の備考5中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式の備考5②中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式の備考5④中「及び第4項」を削る。

様式第十五号（裏面）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第十六号中「の仮認定」を「の特例認定」とし、「及び仮認定」を「及び特例認定」とし、「仮認定取消し」を「特例認定取消し」と改め、同様式の備考3中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第十八号中「仮 認 定 申 請 書」を「特 例 認 定 申 請 書」とし、「仮認定」を「特例認定」と改める。

様式第二十号の備考2②中「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削る。

様式第二十二号を削る。

様式第二十三号備考以外の部分中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式の備考3①中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と改め、同様式を様式第二十二号とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。